

## 阿波市総合評価落札方式実施要領

### (趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の10の2の規定に基づき建設工事等に関して価格その他の条件をもって落札者を決定する方式(以下「総合評価落札方式」という。)により競争入札を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事等)

第2条 総合評価落札方式の対象とする建設工事等は、建設工事及び建設工事に係る測量、調査、設計等の委託業務(以下「工事等」という。)であって、次の各号のいずれかに該当するもののうち、阿波市建設工事請負業者選定要綱(平成17年阿波市告示第12号)第8条に規定する建設工事審査委員会において選定するものとする。

- (1) 設計金額(税込み)が2,000万円以上(舗装工事にあつては、1,000万円以上)の建設工事
- (2) その他総合評価落札方式に適合すると認められる工事等

### (落札者決定基準)

第3条 契約権者は、政令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準(以下「落札者決定基準」という。)として、次条から第6条までに定めるところにより、評価項目、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法その他必要な基準を定めるものとする。

### (評価項目等)

第4条 評価項目及び評価基準は、当該工事等の目的及び内容により必要となる技術的要件に応じて定めるものとする。

2 得点配分は、各評価項目に対してその必要度及び重要度に応じて定めるものとする。

### (評価の方法)

第5条 価格及び技術等に係る評価は、標準点に入札者の各評価項目の得点の合計(以下「加算点」という。)を加えたもの(以下「評価点」という。)を当該入札者の入札価格で除す次の算式で得られた数値(以下「評価値」という。)をもって行うものとする。

$$\text{評価点} = \text{標準点} + \text{加算点}$$

$$\text{評価値} = \text{評価点} / \text{入札価格}$$

### (落札者決定の方法)

第6条 契約権者は、落札者を決定しようとするときは、次の要件のいずれにも該当する入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とするものとする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
- (2) 入札価格が失格基準価格に該当しないこと。
- (3) 入札に係る技術等が、入札公告において明らかにした技術的要件のうち、求める評

価項目の最低限の要求要件を全て満たしていること。

- 2 前項の場合において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第7条 政令第167条の10の2第3項及びこの告示により入札の落札者決定基準を定めようとするときは、同条第4項の規定により、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。)の意見を聴かなければならない。

- 2 前項に規定する場合のほか、同項の意見聴取において、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

(その他)

第8条 この告示に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成30年6月1日から施行する。